

# お口のチェックは、今年度中に13歳以上 (中学生以上) となる被扶養者も受診可能です

被扶養者のうち、今年度の特定健康診査対象者となる方には、特定健康診査受診券と併せてお口のチェック受診助成券を送付していますが、中学生以上40歳未満の被扶養者の方が受診を希望する際には、お口のチェック受診助成券を取り寄せる必要があります。

なお、お口のチェック受診助成券の入手方法、申し込み等詳細については所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせ願います。